

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する常勤役員は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

(常勤役員の勤務時間)

第3条 常勤役員の勤務時間は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 月に10日以上法人職務を遂行する。
- (2) 常務理事 法人本部管理職と同様とする。

(常勤役員の職務)

第4条 常勤役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人あいむの最高経営責任者として理事会を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 常務理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、社会福祉法人あいむ定款施行細則第21条の職務を執行する。

(常勤役員報酬の額)

第5条 第2条の役員の報酬は年俸制とし、その12分の1を各月に支払うものとし、その体系及び額は以下のものとする。

- (1) 理事長報酬 評議員会で承認された額
- (2) 常務理事報酬 評議員会で承認された額

(その他支給額)

第6条 第2条に掲げる者に対して、以下の手当等を支給する。

- (1) 通勤手当 給与規程第13条の各項による額
- (2) 旅費 社会福祉法人あいむ旅費規程による額

(その他)

第7条 以上で定めるもののほか、必要な事項は評議員会で決定する。

(附則)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。